

平成21年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社マネーパートナーズグループ
代表者名 代表取締役社長 奥山 泰全
(コード 8732 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役CFO 中西 典彦
(TEL. 03-4540-3804)

本日の一部報道について

本日、外国為替証拠金取引(FX)について証拠金倍率(レバレッジ)の規制に関する一部報道がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

一部報道によりますと、金融庁は、証拠金倍率を数百倍もの高倍率に設定した金融商品取引業者が増加してきたことによる投機的取引を抑制するため、投機的取引の抑制を目的として、預けたお金で何倍の売買ができるかの尺度となるFXの証拠金倍率に対し、その上限を20~30倍前後とする方向で調整する方針を固めたとされています。

この報道に記載されております証券取引等監視委員会の建議が、本日金融庁長官に対し行われておりますが、その中において、金融商品取引業者の適切なリスク管理態勢の構築の観点からも高レバレッジの商品を提供する金融商品取引業者について適切な措置を講じる必要がある旨記載されている一方、証拠金倍率を20倍、30倍に規制するという具体的な数値については言及されておられません。

このため、今回の報道内容に関連する直接の当社グループ業績への影響はありません。

なお、当社グループが提供するFX取引において現在お客様に提示している証拠金倍率は、通常のスタンダードコースでは約50倍、ハイレバレッジコースで約100倍までの取引が可能となっておりますが、お客様保護の観点から、ハイレバレッジコースのご利用につきましては、ハイレバレッジのリスクにつきまして十分にご理解いただいておりますこと、およびFXの取引経験が十分であることを条件とし、お客様からの要請があった場合に限りコース変更をさせていただいております。また、急激な相場変動時にお客様の損失を限定するための自動ロスカット制度を採用しており、当社グループとしましては現状の証拠金倍率は投機的取引を助長するものではなく、当社グループのリスク管理態勢としても適切な態勢が構築できているものと判断しております。

現状、証拠金倍率を当社グループの水準を大きく上回る高倍率に設定している金融商品取引業者が存在する一方、お客様には海外のFX会社との取引や他の商品も選択肢にある状況であり、今後、実際に証拠金倍率の規制が実施された場合、その内容によっては当社グループの業績にはプラスにもマイナスにも働き得るものであり、現時点ではその影響は不明であります。

以 上